

議第294号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川 大作

損害賠償額	759,940円	
損害の概要	種別	作業事故に起因する損害
	作業事故に起因する損害が生じた期間	令和2年6月29日から同年8月31日まで
	被害者	京都市伏見区桃山町和泉29番地の1 エクレール桃山御陵501号 株式会社 Y z o n y
	損害の程度	作業事故に起因して必要となった業務の委託に係る費用

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。